

Client Alert

November 2015

国際仲裁アップデート No. 2

どこで仲裁を行うべきか：仲裁地と仲裁機関

初めに

日本企業が国際的な取引契約を締結する際、紛争解決方法として仲裁条項を定めるケースが増えています。そのため、「仲裁地」及び「仲裁機関」に関するご質問をいただくことがよくあります。

「仲裁地」("seat of arbitration")とは、仲裁の法律上の本籍地、すなわち、仲裁判断が下されたとみなされ、かつ、当該仲裁事件について監督権を有する裁判所の所在する場所を意味します。仲裁の審理期日など手続きが実際に行われる場所("venue of arbitration")とは異なる概念であり、仲裁地とは別の場所で（あるいは電話会議などの方法によって特定の場所によることなく）審理期日を行うことも可能です。

一方、「仲裁機関」("arbitral institution")とは、仲裁を管理する機関のことです。仲裁地と仲裁機関は異なる概念ですので、当事者としては、ある法域の仲裁地を選択しつつ、別の法域に存在する仲裁機関を選択することもできます。

仲裁地を選択する際に考慮すべき点

仲裁地を選択する際に考慮すべき主要な点としては、仲裁地の属する法域がニューヨーク条約¹の締約国であるか、近代的な仲裁法を備えているか、仲裁に協力的な裁判制度を有しているかといった点が挙げられます。また、仲裁地において実際の審理期日などの手続きを行うことが予想されるのであれば、仲裁地から当事者の事業所までの距離や交通の便宜、手続きのために必要な設備と環境（例：仲裁手続きにおける審問期日のための、施設又は会議室、近隣の宿泊施設、現地でのサポート人材、外国弁護士による仲裁代理を認める外弁制度・ヴィザ制度など）といった点についても挙げられます。

仲裁地 Seats of Arbitration

下記に記載した仲裁地は全てニューヨーク条約の締約国の法域にあり、その他の条件も備えています。

ロンドン

ロンドンは世界的なビジネスの中心地であり、仲裁地としての評価が高く、仲裁について協力的な裁判所を擁するリーガル・ハブでもあります。多くの

¹ ニューヨーク条約の締約国は、ニューヨーク条約の締約国である他の国において下された仲裁判断を認識し、執行します。ニューヨーク条約は、認識・執行を拒絶する理由については限定的にしか認めていません。現在、156カ国がニューヨーク条約の締約国となっています。下記をご参照ください：'Status Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards,' at http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention_status.html (last visited October 26, 2015).

契約の準拠法が英国法となっていることが、仲裁地としてロンドンが選択されることの一つの要因となっています。（もともと、契約準拠法が英国法であるからといって、仲裁地としてロンドンを選択することが必須の要件となるわけではありません。）

ニューヨーク

ニューヨークもまた人気の仲裁地であり、米国関連の仲裁だけではなく、ラテンアメリカやカナダが関わる契約から生じる紛争についてもよく選択される仲裁地です。ロンドンと同様、ニューヨークもビジネスの中心地であり、連邦裁判所は仲裁に対し協力的です。

パリ

パリも高い評価の確立した仲裁地となっています。フランスの裁判所は、国際仲裁への支援及び仲裁判断の執行について実績を積み重ねており、フランス仲裁法は、仲裁手続における裁判所による干渉を最小限とするよう規定しています。

香港

香港は、アジアにおける主要な仲裁地であり、特に中国関連の紛争について多く選択されています。香港は、近代的な仲裁法及び仲裁に協力的な裁判所を備えている上、アジア諸国に所在する当事者にとって交通便利な場所といえます。（香港から飛行機で5時間以内のエリアに世界の人口の50%以上が居住しています）²

シンガポール

シンガポールもアジアにおける主要な仲裁地であり、とりわけ南アジア、東南アジア及びオーストラリアに関連する仲裁についてよく選択されます。シンガポールは近代的な仲裁法及び仲裁に対して非常に協力的な裁判所を擁しています。

東京

上記の法域と比較すると選択されることは少ないものの、日本は近代的な仲裁法制を備えています。上記に列挙した法域における裁判所ほど国際仲裁に精通しているとはいえませんが、日本の裁判所は仲裁への協力的姿勢を表しています。

仲裁機関

仲裁機関を選択する際に考慮すべき点は多岐にわたりますが、主要なポイントとしては、仲裁機関の提供するサービスや賦課する費用のほか、十分に確立された規則、訓練されたスタッフ、高い評判を有しているかといった点が挙げられます。その他の考慮すべき点としては、仲裁地の場合と同様に、仲裁機関が持つ施設から当事者の所在地までの距離や、その施設が備えている各種設備の質などが挙げられます。

ICC

国際商業会議所（The International Chamber of Commerce「ICC」）は1923年に設立されました。主要なグローバル仲裁機関であるICCは、本部をパリに、支部を香港及びニューヨークに有しています。2014年には、57の異なる

² 香港国際仲裁センター <http://www.hkiac.org/en/> (last visited October 26, 2015).

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



ジョエル・グリアー
パートナー
03 6271 9728
joel.greer@bakermckenzie.com



吉田 武史
アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



マイケル・ダンモア
アソシエイト
03 6271 9497
michael.dunmore@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

る国における 791 件の仲裁の申立てが ICC 仲裁規則に基づいて提起されました。³

LCIA

ロンドン国際仲裁裁判所 (The London Court of International Arbitration 「LCIA」) は 1892 年に設立され、こちらもグローバルな仲裁機関であり、LCIA に付託される事件のうち 80% を超える事件が非英国当事者を含んでいます。ロンドンの本部に加え、LCIA はインド、ドバイ、及びモーリシャスに支部を有しています。

AAA-ICDR

アメリカ仲裁協会-紛争解決国際センター (The American Arbitration Association-International Centre for Dispute Resolution 「AAA-ICDR」) は 1996 年に設立されました。ニューヨークの本部に加え、アメリカの様々な場所に支部が存在し、国際的な支部としてはメキシコシティ、シンガポール及びバーレーンが存在します。

HKIAC

香港国際仲裁センター (The Hong Kong International Arbitration Centre 「HKIAC」) は 1985 年に設立されました。最新鋭の仲裁設備を備えた香港の本部に加え、ソウルにも新しく支部が設立されました。HKIAC の全ての仲裁案件のうち、およそ 65% が国際紛争に関連しています。

SIAC

1991 年に設立されたシンガポール国際仲裁センター (The Singapore International Arbitration Centre 「SIAC」) は、シンガポールに本部を、ムンバイに支部を有しています。2014 年に、SIAC は 222 件の事件を受理し、そのうちの多くが国際紛争に関連するものです。SIAC は最新鋭の設備を持つ総合的な紛争解決センター (Maxwell Chambers) の中に所在しています。

JCAA

日本商事仲裁協会 (The Japan Commercial Arbitration Association 「JCAA」) は 1953 年に設立された、日本における主要な商事仲裁機関です。東京と大阪に事務所があり、国内及び国際仲裁の双方を取り扱っています。

仲裁にかかる費用は、当事者が仲裁に踏み切る際に考慮すべき重要な点です。仲裁機関によっては、やや高額な管理費用を設定している反面、より充実したサービスを提供している場合があります。例えば、ICC は仲裁判断の執行可能性を担保するため、仲裁判断の案を精査し、手続違反を含んだ判断が回避するようにしています。さらに、大規模で複雑な紛争を抱えている場合には、国際的に評価の確立した仲裁機関を選択することが奨励されます。

³ 2014 ICC Dispute Resolution Statistics in ICC DISPUTE RESOLUTION BULLETIN 2015/No. 1.